

フードコミュニティ いしかわ

第25号

2017年9月発行

環境にやさしい農産物について

環境にやさしい農産物とは、エコ農業や有機農業など、農薬や化学肥料の使用を抑えた農業(=環境保全型農業)により生産された農産物のことをいいます。

農業生産においては、農薬や化学肥料を多く使用することにより、生態系や河川の水質など自然環境への影響が懸念されていました。

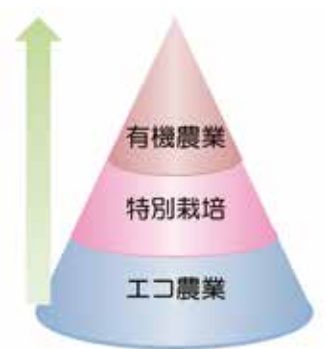
私たちの食事の食べ残しや家畜ふん尿などの資源(有機物)から作られたたい肥のすき込みによる土作り、あるいは、病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境作り等により、農薬や化学肥料の使用を抑えることで、環境への負荷を減らした持続的な農業が可能になり、こうした環境にやさしい農産物作りへの関心が高まっています。



環境保全型農業の種類

<p>エコ農業</p>	<p>法律等： 持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律</p> <p>概要：①たい肥などで健全な土作り ②化学肥料3割以上低減※ ③化学合成農薬3割以上低減※</p> <p>※都道府県により低減割合が異なります</p>
<p>特別栽培</p>	<p>法律等： 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン</p> <p>概要：①化学肥料5割以上低減 ②化学合成農薬5割以上低減</p> <p>ガイドライン表示例 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農薬：栽培期間中不使用 化学肥料(窒素成分)：○○地域比○削減 栽培責任者：○○ 確認責任者：○○</p>
<p>有機農業</p>	<p>法律等： 農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)</p> <p>概要：①2年以上、化学肥料・農薬を使用していないほ場 ②化学肥料・農薬を使用しない ③遺伝子組み換え技術を利用しない</p>

環境保全型農業の概念図



上へ行くほど化学肥料や化学合成農薬の使用の割合が減っています。

エコ農産物・特別栽培農産物・有機農産物って何だろう？

化学肥料や農薬の使用を抑えた環境にやさしい農産物には、エコ農産物、特別栽培農産物、有機農産物の3種類があります。化学肥料の代わりに有機質肥料を用いる技術、農薬の使用の代わりに機械やアイガモ等による除草、また、天敵などの生物農薬を用いる技術などがあります。



エコ農産物

- たい肥の投入による土作りを行い、地域の基準（石川県は県統一）に比べて、化学合成農薬の使用回数を3割以上、化学肥料の窒素成分量を3割以上低減して栽培された農産物です。
- 石川県では、県が認定するエコ農業者が認定を受けた計画に従って栽培した農産物に、県の許可を受けて「エコ農産物マーク」を表示することができます。

<エコ農産物マーク>
(石川県独自)



特別栽培農産物

- 地域の基準に比べて、化学合成農薬の使用回数を5割以上、化学肥料の窒素成分量を5割以上低減して栽培された農産物です。
- 石川県では、平成29年度から県が認証する特別栽培農産物に、「特別栽培農産物マーク」を表示できるようになりました。

<特別栽培農産物マーク>
(石川県独自)



※認証マークと併せてガイドライン表示が必要になります。

有機農産物（オーガニック農産物）

- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付け前2年以上、農薬や化学肥料を使用せず、遺伝子組換え技術も利用せずに生産された農産物です。
- JAS法に基づき、国から認可を受けた登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者（農業者）は、有機農業で生産された農産物に「有機JASマーク」を表示することができます。石川県も登録認定機関として認定業務を行っています。

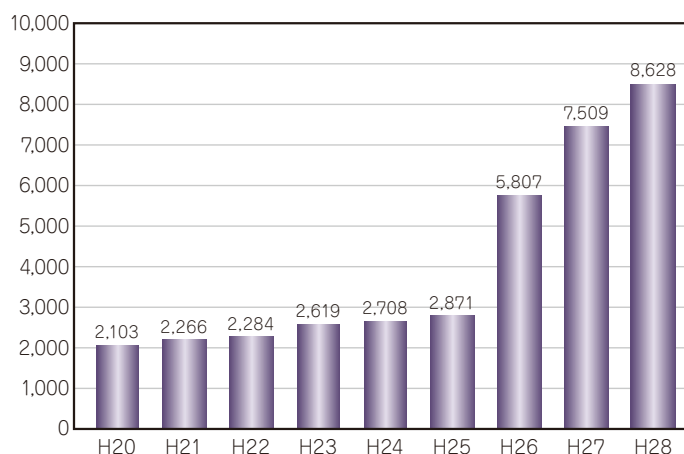
<有機JASマーク>



認定機関名
認定番号

環境保全型農業の
取組は年々増加しています。
環境にやさしい農産物の意味と違いを
正しく理解しましょう！

お店で
探してみよう！



石川県のエコ農業の認定面積 (ha) の推移 (生産流通課調べ)

特別栽培農産物の認証制度が始まりました!

石川県では、これまで、環境にやさしい農産物を生産する農業者を応援し、農産物に表示が行えるよう、エコ農業や有機農業に関する認定業務を行ってきました。

平成29年度からは、新たに特別栽培農産物を認証する制度をスタートしました。



石川県特別栽培農産物認証制度のポイント

認証評価委員会

認証制度の運用について、消費・流通関係者等の外部有識者で構成される認証評価委員会でチェックを受けます

NPO法人いしかわ農林水産サポートネットによる現地確認

栽培期間中に行う現地確認は、NPO法人いしかわ農林水産サポートネットが県と連携して実施します

GAPの取組

石川県が推進するGAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) に取り組むことで農産物の安全性の確保に努めます

認証までの流れ



認証基準

- ①農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく、生産、出荷管理、及び表示等がおこなわれていること
- ②石川県版GAPに取り組んでいること

詳細は県ホームページへ→<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/tokusai/tokusaininsyo.html>



紛らわしい表示はダメ!

「有機」「オーガニック」表示は

- 「有機JASマーク」がない農産物に、「有機〇〇」、「オーガニック△△」などの名称の表示や、誤認を招くような紛らわしい表示をすることは法律で禁止されています。



表示禁止事項

- 以下の表示を行うことは出来ません。

①「無農薬」「無化学肥料」

消費者が一切の残留農薬等を含まないとの間違ったイメージを抱き、優良であるという誤認を招くため。

②「減農薬」「減化学肥料」

削減の比較基準、割合及び対象(残留農薬なのか使用回数なのか)が不明確であり、わかりにくいため。

③特別栽培農産物の表示をした場合の「天然栽培」「自然栽培」等

※従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので一括表示の枠外に表示した場合を除く。

無農薬
減農薬
無化学肥料
減化学肥料



地球環境のために 環境にやさしい農産物を購入しましょう!



私たちが頑張っています!



<環境保全型農業に関する問い合わせ先>

石川県農林水産部生産流通課

電話 076-225-1622 / FAX 076-225-1624

石川県 健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ 『いしかわの食の安全・安心情報』

[いしかわ](#) [食の安全](#)

[検索](#)



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています